

国民年金保険料納付猶予制度の対象年齢が拡大されました。

住民税務課 電話 0994-22-3039
 住民生活課 電話 0994-25-2511
 鹿屋年金事務所 電話 0994-42-5121

平成17年4月から30歳未満の者を対象とした若年者納付猶予制度が導入されていますが、若年層に限らず、中高年層においても非正規雇用労働者が増加している状況を踏まえ、平成28年7月1日から平成37年6月末までの時限措置として、納付猶予制度の対象年齢が30歳未満から50歳未満に拡大されました。

・対象者が30歳未満から50歳未満に変更となることを除き、本制度の対象者の要件となる所得の上限額・範囲及び計算方法並びに申請手続については、現行の若年者納付猶予制度から変更はありません。

・対象年齢の拡大により、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の記載内容が一部変更されましたが、以前からお持ちの申請書での免除納付猶予申請でも有効です。

・平成27年度までに若年者納付猶予申請での継続審査を申請された方で、平成28年7月～平成29年6月までに30歳に到達する方（昭和61年7月2日～昭和62年7月1日生まれの方）については、継続して納付猶予の審査を行います。

・平成28年6月以前の期間については、申請期間当時に30歳未満であった方が納付猶予の審査対象となります。申請日が平成28年7月1日以降であったとしても、平成28年6月以前に30歳以上であった方は、その期間の納付猶予の審査対象となりません。

国民年金保険料納付猶予制度とは

一般の免除申請の場合、本人・配偶者・世帯主の最大3名の所得が審査にかけられます。所得により、全額免除・4分の3免除・半額免除・4分の1免除の4つの区分で審査され、免除や一部納付となります。将来受け取る年金額に反映されます。

納付猶予制度の場合、本人・配偶者の最大2名の所得が審査にかけられます。審査順番は一般の全額免除の次の2番目に審査される区分です。納付額は0円で、受給資格期間に入りますが、将来受け取る年金額に反映されません。

被災地ボランティア第5陣・第6陣・第7陣派遣の報告

6月から行ってきた熊本市への町民ボランティアの派遣は悪天候のため計画した4回のうち1回しか実際の活動はできませんでした。そこで7月に3回の追加派遣を決定し、募集を行いました。

第5陣《7月13日（水）》に9名（男性8名、女性1名）、第6陣《7月19日（火）》に13名（男性6名、女性7名）、第7陣《7月22日（金）》に14名（男性9名、女性5名）の応募がありました（各回、添乗職員1名含む）。今回活動された方の中には、以前も申し込みをしたものの派遣が中止になり活動できなかった12名の方々も含まれています。

各回の活動内容は以下の通りです。

- 第5陣は、熊本市に大雨警報が発令されたため中止。
- 第6陣は、熊本市災害ボランティアセンターに到着後、2名～4名で1組を作り、5組に分かれて被災した家屋の部屋の片づけなどを行いました。
- 第7陣は、熊本災害ボランティアセンターに到着後、14名全員で被災した家屋の瓦の片づけを行いました。日中は気温が高く、また瓦の量も多く土嚢袋約370袋分の瓦を集めました。

【第5陣・第6陣・第7陣錦江町支援隊 参加者（敬称略、カッコ内は自治会名または市町村名）】

※活動に参加または申し込みされた方を50音順に紹介します。

【第5陣】

- ・上之段 早苗（鹿屋市）
- ・楠元 忠洋（鵜戸野）
- ・阪口 隆博（鹿児島市）
- ・山王 洋介（神川中）
- ・新田 敏郎（山之口）
- ・水流 賢一（京町）
- ・富尾 俊一（上柴立）
- ・新原 幸優（宮脇）

【第6陣】

- ・壱崎 美代子（壱崎）
- ・上園 ひとみ（鳥浜）
- ・大庭 裕子（昇陽）
- ・落司 毅（瀬戸山）
- ・木場 一昭（鳥浜）
- ・阪口 隆博（鹿児島市）
- ・立切 豊子（神川新町）
- ・鶴田 明（中村）
- ・長濱 勝巳（鳥井戸）
- ・長濱 裕子（鳥井戸）
- ・船迫 小百合（麓）
- ・麥生田 才子（表木）

【第7陣】

- ・池迫 重利（神川中原）
- ・岩崎 史教（栄町）
- ・落司 道子（瀬戸山）
- ・上吹越 寿次（鳥井戸）
- ・川越 裕子（大橋上）
- ・小脇 光春（六反田）
- ・笹原 政夫（笹原）
- ・瀬戸 ちどり（塩屋）
- ・長濱 登美子（京町）
- ・西蘭 義光（鹿屋市）
- ・平石 誠（柴立）
- ・松原 村子（麓）
- ・宮下 和久（上之宇都）



第7陣の際の瓦撤去作業の様子